

平成 22 年 3 月議会八尾春雄一般質問

＜八尾議員：1 回目の質問＞

おはようございます。トップバッターです。10 番、八尾春雄が一般質問を行いたいと思います。質問は全部で 5 点あります。

まず **1 問目**、非核平和都市宣言の町を示すモニュメントや看板の設置を求めるというテーマです。

1、普天間基地は宜野湾市の 33% を占める海兵隊の基地で、海外殴り込み部隊の異名を持つ。移転先について鳩山内閣は 5 月までに結論をまとめるというが、さっぱり方針が定まらない。宜野湾市で迷惑なものはどこに移転させても迷惑ではないでしょうか。この際、普天間基地の廃止を求め、米国内に引き取ってもらうよう自治体の長としてその意思を明確にすることはできないでしょうか。

同様に、嘉手納町では、19 平方キロメートルのうち実に 83% が嘉手納基地で占められ、残りの 17% に 1 万 3,700 人の人口を有しています。人口密度は実に 1 平方キロ当たり 4,200 人、広陵町のほぼ倍です。この過密地帯になっています。このため、公共施設や住宅建設を初め、まちづくりにも困難な環境にあります。16 平方キロの我が広陵町に当てはめると、南都銀行の箸尾支店から東西に走る道路から北側のエリア以外についてはすべて米軍基地という試算になります。同じ町民として痛みを共感することが取り組みの出発点ではないでしょうか。

2、この 2 月 1 日、町長は平和市長会議に加入され、2020 年度までに核兵器を廃絶するための道筋を示したヒロシマ・ナガサキ議定書の実現を求める運動に参加されています。県内 39 自治体の中で 13 名の首長の一人であるとのこと。この意気込みを非核平和都市宣言の町を示すモニュメントや看板の設置ということで明確にさせていただきたい。全国各地で着実に不戦の誓いや平和の実現を求める動きをつくる時代になっているのではと思いますが、いかがでしょうか。

質問事項の 2 です。子ども手当導入の財源対策として住民税扶養控除廃止、縮小による影響で住民負担はどれだけ増加するのか。

1、民主党を中心とする 3 党連立内閣が誕生して半年になろうとしています。総選挙で同党の目玉政策であった子ども手当については、満額実施されれば年間 5 兆円を超える規模になる上、現金給付ではなく公共サービスとして提供してはどうかとの声も強い。この財源として扶養控除廃止、縮小が打ち出されており。次の各項目については、住民税の扶養控除廃止、縮小が実行されると仕組み上負担がどれだけ増加するのか。給付と同時にその財源を住民の新たな負担に求める手法は、住民間に対立を持ち込むことになり問

題だと思いますが、どうでしょうか。また、子ども手当が帳消しにならないだろうかという質問です。

総務省、小川淳也政務官が作成された資料によりまして、13項目あります、1、国保税、2、後期高齢者医療制度、3、障害者自立支援制度、4、障害福祉サービス等の措置入所、利用、5、児童福祉施設への入所、6、助産施設における助産の実施、7、養護老人ホームへの入所措置等、7、軽費老人ホームの利用、8、小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付、9、未熟児養育への医療費給付、10、結核児童への療養費給付など、11、肝炎治療費、12、ハンセン病療養所被入所者給与金、13、私立幼稚園就園奨励費補助、これが総務省から示された項目でございます。

2、政府は、財源不足を理由に地方自治体にこれらの費用の一部を負担させようとしています。その額は幾らか、全額国庫負担と伝えられていたのに、町長としてはどのように認識をしているのか、またどのように対応しようとしているのか。

3、給食費や税金滞納者については滞納分を手当と相殺するとの話も伝わっています。子育てを社会全体で支えるとの制度の趣旨に照らして、相殺を行うべきでないと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか。

質問事項の3です。葛城川西側の場エリア内で進んでいる洋国開発株式会社による住宅開発について。

町内では、あちらこちらでミニ開発が進んでいます。今回質問する該当の土地はもともと畑であったものを洋国開発株式会社により住宅土地として開発されつつあるが、次のとおりいろいろと問題がある工事となっています。8項目あります。

1、都市整備課では1,300平方メートル余りの土地に7戸の住宅、道路の開発予定との説明を受けました。一方、農業委員会には資材置き場として申請が出ている。正しくはどちらか。なぜ異なるのか。都市整備課と農業委員会は現地を確認したのか。また、庁舎内での突合作業は日常的に行ってはいないのか。

2、隣接地にある東大福寺観音堂の由来によれば、多数の泥塔が出土したとのことだが、発掘調査は行ったのか、結果はどうか。また、土壌調査で重金属やアスベストなどの投棄のないことを確認しているのか。

3、葛城川西側土手の土の一部がすき取ってあります。この土手は今後どのようにするつもりなのか。恐らく所有者は県であろうと思いますが、県に対して形状変更の協議が調ってからすき取ったのか、それとも勝手にすき取ったのか、確認はできているのか。

4、電柱の補強として葛城川土手までワイヤが引っ張ってあります。地役権設定が想定されるが、このワイヤは今後どのようにするのか確認をしているのか。

5、同地に入入りする道路は幅員が4メートルには達しておらず、普通車の対向は不可能です。道路上に電柱が敷設してあり、幅員はさらに狭まります。住宅開発がもともとできない土地ではないのか。引っ越しのトラックも入り込めないのではないのか。開発業者の責任においてしかるべき幅員を確保した道路を設置すべきではないのか。周辺住民の日々

の生活に不安が出ています。また、了解を求められたことがないとのこと。住民説明会の開催を指導してもらいたい。

6、西側へりの水路所有者はだれか。水路と同地の間には幅員が1メートルに達しない里道が存在します。この里道部分はこのままになるのか、それとも工事を施すのか、だれがどこに許可を求めて工事を施すのか。

7、道路奥にはいわゆる回転広場が必要なのではないか。現状では見当たりません、車両の回転に難渋するのではないか。

8、同地北東角地にコンクリートの塊があります。階段を上れないようにフェンスが囲ってあるが、これは何か。工事の方法によっては土手の形状を変更することになり、事故の発生を懸念しております。以上、8項目について具体的に回答をお願いします。

質問事項の4でございます。馬見北5丁目地区計画導入に当たり、町原案に異論を唱えた土地所有者との話し合い、町原案の説明と説得は進んでいるのか。

1、昨年2月1日の説明会以降、事態がなかなか展開していかない。町原案に異論を唱えている関係者にはどのように、いつ何名に、どのくらいの時間をかけて説明し、説得したのか、進捗状況、内容を明らかにしていただきたい。

2、異論を唱えている関係者の中には町が定めている開発指導要綱に定めた基準を無視して4戸1の長屋式共同住宅を建設した地権者もおられます。的確な指導は行ったのか。本人は悔い改めているのか、それとも開き直っているのかということです。

質問事項の5番目、町が発注する工事の落札実績等について、工事請負契約報告書によれば予定価格、財政健全化価格に極めて近い金額で落札されている事例とともに、3割から5割近く減額された金額での落札などさまざまです。談合を排除する仕組みと同時に、労働者の賃金や必要な労働安全衛生体制も確保できない劣悪な環境での仕事にならぬようにどのように取り組んできたのか。

2、落札業者別、規模別の定期的な落札率は算出しているのか、その特徴は何か。特定業者に高い落札率が集中していないか、この点検はしているのか。

3、仕事がないと困っている中小零細個人事業主を応援する仕組みとして住宅リフォーム助成制度や小規模工事等受注者登録制度が運用されています。その経済的効果について、実績について説明をお願いします。また、今後の仕事起こしについての展望をお聞かせ願いたい。以上でございます。

<平岡町長：1回目の答弁>

八尾議員から5点の質問がありましたので、お答えします。

まず、初めの1番は、非核平和都市宣言の町づくりを示すモニュメントや看板の設置を求めるということでございます。本町におきましては、ことしの2月1日付で広島市長を会長として組織されている平和市長会議への加盟申請をしておりましたところ、本町を加盟都市として認定していただき、広島、長崎の被爆の悲劇を繰り返すことのないよう、核

兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいく決意を新たにしたところであります。昭和60年12月に町議会で議決いただいた広陵町非核兵器平和宣言の町の表示につきましては、役場庁舎の玄関に表示しているところであります。非核平和モニュメントの設置につきましては、昨年の6月定例会で山田美津代議員のご質問にお答えしておりますように、適切な設置場所の選定等について今後も広くご意見を伺ってまいります。

次、2番でございます。子ども手当について3点のご質問でございます。答弁として、住民税の扶養控除廃止、縮小が実行されると、仕組み上どれだけ増加されるのかのお尋ねでございますが、平成24年度より適用となるため、現時点においては論評することはできません。

次に、子ども手当の財源についてのお尋ねでございますが、従来の児童手当のゼロ歳から小学校修了前までの一般財源所要額でございますが、平成18年度に児童手当の国庫補助が税源移譲により減少し、一般財源が増加しており、また児童手当が拡充されるごとに地方特例交付金で財源手当てされてきたところであります。平成22年度当初予算ベースでは、児童手当の一般財源所要額は2,737万円となっております。その他所得制限撤廃に伴います増額分につきましては、地方特例交付金で手当てされることになっております。子ども手当につきましては、民主党政権のマニフェストにも示されているとおり、全額国費で措置されるものと考えておりましたが、児童手当制度との財源調整が図られたものと考えています。なお、地方財政計画におきましては、地方交付税等一般財源総額は増額確保されており、地方に配慮された内容であるものと認識しております。

なお、本町におきましては、負担の公平という観点から、税に限らず滞納の解消に鋭意努めているところであります。子ども手当に関する議員お尋ねの件は国から何ら指示されておりませんので、今後十分見きわめ判断してまいります。

3番目のご質問の葛城川西側の的場地区内で進んでいる洋国開発株式会社による住宅開発について、8項目にわたる質問ですが、経緯を説明しますと、この事業地の用途地域は第一種住居地域となっております。面積は約1,300平方、地目は畑ですが、現状は長年にわたり荒廃地でありました。このような在来地域での市街化区域の土地利用の相談を受けた場合、町としての対応は開発協議との説明をしますが、地域の実情から開発ができないケースについては、地元区長、水利組合、近隣住民への説明と理解を得ることを条件に土地活用の促進を図るようにしております。

本事業地は、的場区域であります。水路は弁財天区が管理されており、隣接地の住宅地も弁財天区と南区のおつき合いとなっている地域でした。そのようなことで、説明が行き届かないところがあり、道路交通安全の問題で弁財天区と隣接住民代表の方が接道する道路が狭く、交通安全対策について町の方へ相談にいられました。その後、業者と協議を行い、事業地から北方向に道路を設けることで協議が調い、地元住民の方々の了承も得ております。また、町の方へ地元住民の方からお世話をおかけしましたとお礼もいただいております。今後とも、用途地域にあった住環境になるよう指導をしていきたいと思っております。

4番目の質問ですが、馬見北5丁目の地区計画導入に当たり、町原案に異論を唱えた土地所有者との話し合いは進んでいるのかという質問でございます。昨年の夏からことし初めにかけて、3名の方と延べ4回の協議を行ったところです。その主張の要旨は、2月5日の説明会のときに発言された内容と同様です。反対の理由として、1つ目は、上田部奥鳥井線沿いの宅地について住宅限定するのはおかしい、明らかに宅地条件が異なる。2つ目は、賃貸住宅を認めない理由は何なのか。3つ目は、決して住宅環境を悪くするような考えを持っているものではない。以上、3点に集約できると思います。

次に、長屋式共同住宅を建設された件ですが、500平米未満であり、開発指導要綱適用外の事案であり、用途の認識はお持ちでないと思じます。

次、5番でございます。町が発注する工事の落札実績等について2点のご質問でございます。まず、初めの工事発注における予定価格である財政健全化価格につきましては、指名選定審査会において、そのときの社会情勢、実例価格、また需要と供給の状況を勘案し、適正な価格を設定しています。予定価格に近い落札につきましては、予定価格の事前公表をしていることもありますが、現在の実勢取引価格を踏まえた上での落札金額と思われる。

談合防止対策としましては、入札金額の根拠資料となる見積書、当該工事の技術提案書の提出を求め、各業者の工事に対する意欲的な参加であるか否かを調査し、談合を排除すべく取り組んでおります。

新年度には電子入札の導入もいたしたいと思じます。

労働者の安全衛生体制につきましては、業者が提出する施工計画書を審査し、その計画書に基づき工事期間中、常時業者の施工体制を監督しております。その中で、現在の各業者の従業員については特に変動もないことから、労働環境や条件に大きな変動を来していることは考えておりません。

次の落札率につきましては、定期的な算出は特にしておりませんが、入札終了と同時に指名選定審査会に入札結果を報告するとともに、入札が適正に執行されているかを常に監視しております。

5番目の3項目です。住宅リフォーム助成制度等のご質問でございます。住宅リフォーム助成制度は、平成17年7月1日に地域活性化の一環で、広陵町地域活性化事業補助金交付事業としてスタートしており、施行から現在に至るまで約200件の申請があり、総額およそ3億5,000万の工事が施行され、個人に対し1,611万円の補助を行ってまいりました。この事業は、個人に10万円を上限として工事代金の1割を補助することにより、住宅の工事施工意欲を高め、町内業者を利用することにより中小零細企業や個人事業主を応援しようとする取り組みです。施工につきましては、本町に本店を有する法人及び町内に居住する個人のうち、登録工務店として登録申請があった業者での施工が条件となっており。現在85の事業所に登録をいただいております。本事業は経済効果も見込めることから、平成22年度予算におきましても500万円を計上させていただき、継続

実施していきたいと考えております。

また、小規模工事等受注者登録制度につきましては、現在22業者の方に登録をさせていただいております。この制度を活用することについては、各施設を管理している関係課に周知しているところですが、本年度が初年度であること、またこれまで登録されている工事の種類が少ないこともあり、4業者10件の受注実績にとどまっております。この制度は随時登録できるため、より多くの町内の業者、また登録されていない業種の方の登録をしていただけるよう、広報、ホームページ等により募集させていただいているところであります。

以上のとおりでございます。

<八尾議員：2回目の質問(第1項目)>

答弁ありがとうございました。それでは、具体的にお尋ねしてまいります。

第1の非核平和都市宣言の町の件ですけれども、嘉手納町の町長さんは宮城篤実さんとおっしゃって、沖縄県の町村会の会長さんだそうです。2月21日に赤旗新聞のインタビューに答えて、私は日米安保については一定の評価を持ってきたが、町長の職についてからは個人的認識は封印をしている。町民の意思に背を向けることはできず、13年前には嘉手納基地の全面返還を口にし、2001年の議会施政方針で公式に全面返還を主張した。常時米軍機が100機以上常駐し、緊急着陸などは日常茶飯事だ。主権国家としてはあってはならない。米軍基地は抑止力として維持すべしとの議論はアジア情勢を誇張したものであり、沖縄に基地を押しつけるための見え透いた議論ではないかと言っておられます。

私、この質問をするときに、広陵町に関係することを質問するのが筋です、でもやっぱり同じよく似た町の人が苦しんでおられるということで、広陵町に基地がなくてよかったなあと、こういうことで済ませていいんだろうかと、こういうことを思いながら、やっぱりモニュメントや看板の設置ということをやりたいなというふうに思っております。

ことは、都市緑化フェアであちこちからたくさんの方が来られます。広陵町の町民はこういう決議も大切にして、そして平和のアピールをしておる。町長さんも県内39の自治体の中で、質問では13と申しましたが、1つふえまして市段階では宇陀市の市長さん、今回市長選挙ありますから、終わってからまたされると思います。それから、町段階では3つの町長さんしかこの平和市長会議に加入をしておられない。平岡町長のやっぱり思考といいますか、判断といいますか、そういう方向は明確に出ているわけですから、それを緑化フェアの看板の隣にでもつけたらどうかという提案でございます。そんなにお金かからないんじゃないかと思っておりますけれども、去年、山田美津代に言うてあるがなど、こういう返事ですけどね、この際、ひとつやっていただけないでしょうか。どうですか。

<平岡町長：2回目の答弁(第1項目)>

戦争のない平和な社会をつくるというのは、世界国民が願うことだと思います。私もこの基地問題については強い関心を持っているわけで、鳩山総理は5月に決定をすると、決めると申されているところでございます。我が町もいち早く宣言をしておりますので、この場所については皆さんと一緒に相談をしながらお決めをしたいと、やるということには間違いありません。

<八尾議員：3回目の質問(第1項目)>

やるということには間違いがないと、場所の選定をと、こういう話ですから、ぜひ相談をさせていただいて具体的に進めていただけたらと思います。

それで、もし広陵町に3,000メートル滑走路があったらどうなるかというのをちょっと調べて見ました。北の果てを元気村前の南側道路というふうにしたら、南は南郷の増田自動車あたりまで行ってしまいます。周辺900メートルはクリアゾーンといいまして、住宅だとか学校だとかを設置してはならん、これがアメリカ本土の基準でございます。元気村の南側道路ということになりますと、その北側には北小学校があります。900メートルのクリアゾーンの中に入ってしまうわけです。実はこの普天間の基地というのは普天間第2小学校というのがちょうどこのクリアゾーンの中に入っておりまして、大変なところですよ。きょうこの場におられる三役、議員の中で、銃剣とブルドーザーで接収されたというのがこの普天間基地の中身ですから、生き残るのは町長と乾議員と、山村議員しか残らない、あとはみんな全滅であります。銃剣とブルドーザーでやれという話です。その残りの土地に1万数千人の方がおると、こういう状態だということを私たちは考えて、普天間のあの周辺の人たち、宜野湾や嘉手納の人たちの思いというものをやっぱり考えた上で、だけど大したことできないと、看板一つにしかならないかもしれないけど、やっぱり気持ちはそういうことなんだということで、もしよければ町長から、例えば宜野湾の市長だとか嘉手納の町長さんに我が町としては平和市長会議に加入をし、それからそういうことも思って取り組みをしておるんだという手紙を差し上げるとか、ぜひ激励をしていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

<平岡町長：3回目の答弁(第1項目)>

基地のことを広陵町に当てはめてよくお考えをいただいたことだと思います。いにしへの奈良でございますので、周辺が山々に囲まれた本当に環境のいい町として、また沖縄は基地のある、やっぱり国境を持っている県でございますので、ご提案の趣旨はよく理解をしております。考えてまいりたいと思います。

<八尾議員：2回目の質問(第2項目)>

次に、移ります。子ども手当のことについては、国からの指示が特にないのでまだ試算をしておらないというようになっておりますが、実際は事務方でどうなるか試算ぐらひはし

ておられるのだろうと私は勝手に推察をいたしております。それで、この趣旨でございませぬけれども、子ども手当の趣旨というのは一体何であるのかと、これは子育てがしやすい町にしたいと、国にしたいと、こういう思いからであります。そのときに、一方で国税だとか、あるいは住民税だとかが増税になって、それに伴っていろんな負担が上がっていくと、差し引きしてみたら、実際に計算してみたら、かえって損してしまつたと、住民の負担がふえちゃつたと、こういうことになると一大事でございます。そういうこともやっばり今の数字で試算をしたら、広陵町としての住民がどういう負担になるのかということ、思いを、痛みをやっばり計算をしてするのが大事な点ではないかというふうに思いますけれども、今から国のそういう指示がなくてもそういう試算をしていただいて、ぜひ早目に手当てをしていただく必要があるように思いますけれども、その点いかがでございましょうか。

<坂口財政部長：2回目の答弁(第2項目)>

まず、住民税の方でございませぬけれども、私の方から言うのは、一応人的控除の変更によりまして、というのはお子さん、高校生ままでですか、の方の人的控除、町民税の場合は33万の控除がございませぬ。ご夫婦でそういうお子さん、また扶養をとっておられないご夫婦であれば、これ全く前年と税額というのは変わりませぬけれども、仮にお一人扶養の方がおられて、その方が今の子ども手当によりまして控除がなくなるということであれば、住民税の場合は、所得税と違ひまして段階別すべて税率10%でございませぬので、単純に計算させていただきますと3万3,000円の税額が増税になるということでございます。

ただ、子ども手当の実際今24年度からですので、1ヶ月2万6,000円ですか、それは非課税になりますので、12カ月いただきますとざっと31万何ぼかの子ども手当が出るわけですが、増税分はそれに、31万何ぼに対しまして3万3,000円仮におひとりおられればそうなるという増税額ということで、実際のお手取りですね、本人さんに入るお金というのは差し引きさせてもらつたら多いんじゃないかというように考えております。

<八尾議員：3回目の質問(第2項目)>

坂口部長はえらい粗っぽい数字を言われました。1人の方がどうかということをおっしゃつたわけで、私がお願いしているのは町全体で実際のデータをお持ちなわけだから、入つて来る金と出ていく金がどういう計算になるのかということ、今の段階で早目に計算をして対応してもらいたいということでございます。

具体的に申し上げたいと思います。子育てがしやすい社会の実現ということ言えば、働くお母さんがふえたんだつたら保育所の整備がどうなっているかということが例えばあります。それから、保護者が子育ての時間を確保できているのかどうか、小さな子供さんを持つてゐるんだつたら早目に退勤時間ができるような仕組みができておるのかどうか。それから、広陵町の中で事業所があります。育児休業の規定が整備されてる事業所とそうで

ない事業所も当然あるかと思えます。こういうのを町として把握してるのかどうか。それから、給付型の奨学金を望んでおられる方も多いわけですから、その需要がどれほどあるのだろうかとか。それから、中学校の給食の問題もしかりでございます。専業主婦の方ではなくて仕事をお持ちの方については給食をつくるということがなかなか難しい時代になってきたということだって、これを中学校給食実現することが子育てのしやすい町にしたいということの思いの中では非常に重要なポイントになることであろうと思えます。そういうことをこの子ども手当の支給に関連づけて町が全体として、トータルとして広陵町が子育てをしやすい町にするためにどうしたらいいのかということ、それこそプロジェクトチームでもつくって一つ一つを洗っていくと、こういうことが必要なんじゃないかと思えますけども、そういう意思がおりなのかどうか。

<山村副町長：3回目の答弁(第2項目)>

いろいろと意見を述べていただきました。22年度の予算の中でも一つ提案をさせていただいておりますが、認定こども園の研究も一つの項目であるかと思えます。町としても子育てしやすい対策というのは常に考えているところでございますので、今後もこういった項目については子ども手当と含めまして十分検討してまいりたいというふうに思っています。

<八尾議員：2回目の質問(第3項目)>

次に、3番目に移ります。葛城川西側の的場エリアで進んでいる件ですけれども、答弁書は、読んでみますと八尾議員はいろいろ細かいことをごちゃごちゃ言うところけど、地元の住民はそれでオーケーしとるんやから、これ以上言うてくれるなど、こういう趣旨に聞こえました。私は、それはちょっといかがなものかというふうに思っております。役場の庁舎内で農業委員会の事務局の認識と都市整備課の認識が異なると、内線電話でどうなったん言うて一言かけたら済む話がそうになってないわけです。

それから、高田土木事務所にお尋ねをいたしますと、この洋国開発株式会社について、土木としては非常に関心があるので図面を持ってきなさいと、もしその計画が法律違反だとか、あるいは法律違反とは言えないまでも地域の方だとか町との関係でまずいことになっておるんだったら適切な指導をしますと、もし問題がないのであればそれでやって結構ですということを言いたいんだということを土木事務所は言ってるわけです。こういう一つ一つのことについて土木事務所は、広陵町にも農業委員会の方にも連絡をして確認をしているというふうに言っておられました。いまだ洋国開発は対応していないわけです。実際には周辺の住民の方が4メートルにも満たないような道路に車の対向ができないということが直接のきっかけになりまして、役場にこの事態が知られるということになりましたけれども、農業委員会が資材置き場というふうに書類で出てるから、これ決裁じゃないんですね、届け出だけで済んじゃうんですね、用途の変更ですから。だから、これは実際に体で行って、現状がどうなってるのか周辺の住民の方に尋ねたら一発でわかる話でござ

ざいます。

それから、文化財の話も出ておりましたけれども、私、地域を歩いておりましたら高齢者の方が私を呼びとめまして、昔やっばり泥の塔が出てきて記念に持ち帰ったりという方もあるそうです。盗掘になるんじゃないかと僕びっくりしましたけどね、そういう土地柄なんですよ。だから、あちこちやっばり掘り返したらいろんなものが出てくるわけだから、後になってから、いや、もう壊れましたとか、なくなりましたとか言われたら困ると。せんだって住民懇談会のときに、古文化会の会長さんが、香芝の方で尼寺廃寺の遺物のことについて、投棄してあって、また掘り出して大変なことになっておるといふうに言っておられました。2つありましてね、なくなったら困るといふことと、壊れたら困るといふのがやっばりあるわけです。きちんとそういう手だてを尽くして、周辺の方にも了解を得て、役場とか教育委員会にもちゃんと話を通してやっていただかないと話がうまくいかないんじゃないかと、県に対しても、これ土手を勝手にすき取っているということで具体的な指定をしてるわけです。一般質問の通告書については、質問の要旨というのがあって、できるだけ具体的に書けといふうに書いてあるからできるだけ具体的に書いたのに、まともに具体的に答弁をしていない。こんなでたらめな話があるか。これちゃんとやらわないと困りますから、答弁書をつくって、時間がありませんから、ちゃんとしてもらわないと困る。今申し上げた件だけでもちょっと答えてください。

<吉村事業部長：2回目の答弁(第3項目)>

お尋ねの件について、各項目ごとにお答えをいたします。

まず、八尾議員の質問に対しまして、細かいことを聞いてくれるなというような意図は全くございません。全体像を他の議員さんにもご理解をいただくということで、これまでの経緯をお答えしたということで、一つご理解いただきます。

それと、農業委員会といわゆる我々の同じ事業部でございますけれども、都市整備課との連携はどうかということでございます。農業委員会は独立した委員会でございます。ただ、届け出制ということもございまして、当然現在は現地の確認はしていただいておりますが、申請内容についてご判断をされて受理をされるということでございますので、開発指導とはやはり温度差が違うというのも実態でございます。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

また、文化財のことについてお申し出でございます。当然町の方といたしましてもこれは教育委員会の管轄になるわけですが、遺物散布地ということでの把握をいただいておりますので、開発申請が上がるのであれば、当然発掘調査を必要とするのか、あるいは文書保存だけでいいのか、そういった判断は教育委員会の方で十分議論の上でご判断をいただけるものと思っております。

それと、個々のいわゆる開発指導に該当しないといわゆる業者さんの方の思いで、今回のようなケースで申請をされてまいりますと、個々の建築確認、建築基準法に基づく

確認申請の段階で指導をさせていただくと、これは当然県の方も指導をしていただけるといように認識しております。お尋ねの件は以上かと思えます。

<八尾議員：3回目の質問(第3項目)>・・・答弁を求めない

今の部長の答弁では十分に意を尽くしたものになっておりませんので、今後も引き続き質問をしてまいりたいと思えます。

<八尾議員：2回目の質問(第4項目)>

次に、4番目でございます。地区計画の件ですけれども、話し合いをしていただいて説得もしていただいているようですからその努力は認めたい。やっていただいたということでもありますけれども、反応が、一つは、上田部奥鳥井線沿いの宅地について住宅に限定するのはおかしいというふうにあります。ところが、土地利用計画でいえばここは一般住宅用地というふうになっておりまして、ご本人たちが言っていた店も建てられるようにしてほしいんだとか、商業地域としての指定ではないわけです。道路に接するところと、それ以外の馬見北5丁目の内部のところは一般住宅用地になっております。だから、住民はもともとのそういう計画どおりの町にしてもらいたいというふうに言っているのに、それを途中から変えて、店も建てられるようにしてほしいというのはおかしいんじゃないですかということを行っているわけです、その点どういうふうの説得をしていただいたのか。

それから、賃貸住宅認めないのはおかしいなんて、これ絶対でたらめなんですね。賃貸住宅は現にあります。1戸建てであれば賃貸住宅は結構ですよということを行っております。これは認識がさっぱり違います。正確にさせていただく必要がある。

それから、住宅環境を悪くするような考えを持っているものではない。これはそのとおりだと思います。それぞれがお持ちの土地を有効に活用したいということでやってきたわけです。町が区長・自治会長会などでこの地区計画の問題について説明をした折には、一体どれほどの地権者の方の了解があったらいいんですかということについて8割だということが示されて、この話が具体的にいつているわけです。ですから、ごく少数の方からそういう異論が出た場合には、やはり所定の手続を進めていただいて、自分はこの案に対して反対なら反対ということで意見が正規の会議で出せるような環境をつくるべきではないのかと、そういう状態をつくらないことの方がむしろおかしいのではないのかという質問をしていただいております。その点についてはいかがですか。

<吉村事業部長：2回目の答弁(第4項目)>

北5丁目につきましては、今、八尾議員おっしゃるように、いわゆる住宅用地ということには間違いのないわけでございますけれども、その地域の中で法的に許される機能もあるわけなんです。そういうことまで地区計画で規制をするということに対しておかしいんじゃないかというご意見であるということをご認識をいただきたいと思えます。真美ヶ丘団地の中

で店舗が全くないという状態ではないということを皆さんご承知かと思えます。住宅専用地域であっても許される機能というものはございます、そのことをおっしゃってるわけでございます。町としましては、何事も話し合いをしていただいて、お互いの意見の違いを埋めていただくという努力をしていただくことのために町としても汗を流したいなと思っております。

2つ目の1戸建ての賃貸住宅はいいよと。では、なぜ連棟の賃貸住宅はだめなのかと、こういう議論もあるわけです。そして、私ご意見を聞いた中で、やはり真美ヶ丘の今現在の住環境、これはやはり守るべきだということでは同じご意見なんですね。だから、やはり土地を所有されてる方の所有された段階でのいろいろなご計画というものがございまして、そういったことも含めて町としましては反対の意見をお持ちの方と、約17名、私も個々のアンケートのご意見をお読みしております。やはり現在もう住居でお住まいの方の中にも、将来を考えるといわゆる個人住宅だけに限定するというのは、地域の不活性につながってしまうおそれがあるのではないかという不安を感じておられる意見もあるんです。そういったところ、やはり自治会を初め、また環境、地区計画に対する組織も立ち上げていただいておりますので、十分ご議論をいただけたら町としても一緒にお手伝いをしていきたいなというところでございます。以上でございます。

それと、失礼しました、漏れておりまして、賛成の率合いが幾ら幾らぐらいであったらと、こういうご質問もございました。アンケートの結果を見ますと、アンケートの形態も他の地域と若干異なった部分がありますので、それを差し引きましても回収率はちょっと我々が思っておるよりは少なかったと、10数%まで行かないですけど、12、3%の無回答、いわゆるアンケートを返していただけない率合いがございまして。他の地域では、実績としましてやっぱり無回収というのはもっと少ない、1けたの前半の数字なわけです。それと、反対のご意見をお持ちの方も2、3%という数字であったものが、やはりこの地域、北5丁目については10%を超えております。そういう実態もございまして、もう少し時間をかけて議論の場を、お互いの意見を十分出し尽くしてご議論なさるのが将来のためにいいのではないかという考えを持っております。以上です。

＜八尾議員：3回目の質問（第4項目）＞

その上田部奥鳥井線の接道部分に最近新たに1戸建て住宅の建設が開始をされております、ご存じですね。ですから、持ち主の方はここには住宅を建てるべしということで土地を求められてるわけで、実態がそうなるんですって。それから、お店のことについても50平方メートル以内の店舗の兼用住宅についてはいいのではないかと、歩いて行けるところにお買い物ができる場所もあっていいねということを住民はよく相談をしてやってるわけですから、そういう住民本位の進め方をしておりますので、町がもう少し反対をされてる方に対して歴史的な経緯であるとか、あるいはその町自身も定めた町原案なわけですから、それをぜひ了解をしてほしいという働きかけをまずあった上で、それが尽くされ

でもなお話し合いが必要なんだという場合には、その次の段階に進むでしょうけど、今のお話ではまだ論議がきちんと説得がなされていないというふうに思っております。

南3丁目のことについてもお尋ねしたい。この間、吉村部長は盛んに一つのところは既に論議が尽きておるんだと、3月議会でその条例案が出てくるのかと私期待しておりますが、まだできてきておりません。一体これはどういうことなのか、枕法案にするつもり、ちょっと言って。

<吉村事業部長：3回目の答弁(第4項目)>

まず、今、八尾議員がおっしゃいました50平方メートル未満の店舗つき住宅であれば認められるというご発言ですけれども、現在、北5丁目の地区計画ではそれは配慮されてるわけです。ですから、そのことをいわゆる地権者の方は望んでおられるというようにご理解をいただきたいと思います。

それと、南3丁目の条例案について今議会ででもと、我々はそういう思いで作業を進めてまいりました。ただ、反対のご意見が寄せられておまして、それに対する回答文書の調整のために県といろいろ協議をする中で時間が少々かかっていると、私といたしましては6月議会をめどに進めさせていただいているということでございますので、よろしくお願いたします。

<八尾議員：3回目の質問(第4項目)の補足>

それでは、部長おっしゃったことをしっかりと守っていただくように、ぜひともお願をしたいと思います。

<八尾議員：2回目の質問(第5項目)>

5番目に移ります。ここに平成20年4月から22年2月までの23カ月間、要するに私が議員に当選して以降の工事請負契約報告書のファイルがあります。議員に毎月配付されている資料でございます。これをちょっとデータ処理してみましたら、108の業者さんに215件の工事の依頼をしてるわけです。それで、予定価格が23億6,041万円に対して、契約価格が19億3,187万4,000円ということになりまして、平均で81.8%の落札率になります。これを落札率の高い順番から並べかえをしてみましたら、90%以上の業者さんが幾つあるのかということで調べましたら108のうちで36社あるんですね、90%以上が。その金額は、契約額の中の実に46%、19億何がしのうちの8億9,000万を占めているわけです。だから、3分の1の業者さんで半分の仕事をもろてますよと、それが90%を超えますよと、この36社の平均の落札率は95.4%でございます、相当に高率になっております。

定期的なチェックはしてないと、いろいろ努力して談合を発生しないような努力をしてるんだと、こういうことがありますけどね。具体的にお尋ねしますが、落札率の高いと

というのは、例えば建築ですか、道路ですか、橋ですか、水ですか、コンサルタントですか、そういう大体の感触がわかるだろうと思うし、それからデータできちんと出してほしいわけ。そういうことを定期的にやっていうことで不正な取引というものを防止すると、こういうことだつてやろうと思えば私がもろうたデータを整理しただけで出ちゃうんだから、関心のある方は進呈しますから、何だったら受け取ってもらったら結構ですよ。そういう定期的な落札率のチェックとか、それに対応する対応の仕方とか、どういうふうにしておられるのか、ちょっと明確にしてください。

<山村副町長：2回目の答弁（第5項目）>

最近の傾向としては、最低制限価格も予定価格ももちろんでございますが、公表いたしております。最近、特に最低制限価格の同札がたくさん出ておりまして、これによってくじによって落札者を決定しているという状況になってございます。以前から談合を防止するという観点から、入札指名業者数をふやすという取り組みも進めてまいります。そんな中であっても、やはり最低制限価格ですべて同額というケースもございます。最近はそのようなケースでなしに、同額の方が指名業者数の中の半分程度とか一定の数でおさまっているわけでございます。こういった最低制限価格で全部同額になるということも最近のやはり経済情勢、業界の受注状況等が影響しているのではないかというふうに思っております。ただ、最低制限価格は予定価格の70%で設定をさせていただいております。公共工事のいわゆる質の確保という観点からいけば、最低制限価格が適当なのかどうかということも非常に不安でございますので、最低制限価格のあり方についても見直しをしていきたいと思っております。

工事の種別によって落札率が異なるということも傾向としてあろうかと思っております。特に、先ほどおっしゃった90%以上3分の1の36社というところは土木工事の方で傾向が強いのではないかというふうに感じております。その他のコンサルタント、舗装業者については非常に競争が激しいという状況であるということも我々指名審査会でも議論をいたしております。次年度に向けて今新しい方向でどうすべきかということも議論をいたしておりますので、ただいま賜りましたご意見も参考にしながら、議論を深めてまいりたいというふうに思います。

<八尾議員：3回目の質問（第5項目）>

今の仕組みが本当に大丈夫かどうかという点で関心を持っておるんだという答弁でございました。

山田美津代議員も触れましたけども、ここで公契約条例について少し触れたいと思っております。2006年埼玉県ふじみ野市のプールで小学校の2年生の女兒が吸水口に吸い込まれて死亡するという事故が起きました。受託企業は業務を別会社に丸投げ再委託し、アルバイトを低賃金で雇い、ずさんな施設管理をしていました。裁判では発注者である行政の管

理責任が厳しく問われました。事故の発生している事例では重層的な下請、孫請、それからまたその下、孫々請というですかね、そういう構造で責任体制があいまいで現場労働者は未熟練という特徴があります。公契約条例は、こうした問題を解消するため、公契約のもとで働く労働者の賃金、労働条件の最低規制を行うものです。最低賃金法とは異なり、受託企業は法の強制ではなくてみずから結んだ契約を守る立場で労働条件を確保し、自治体は発注者として現場労働者の状態をチェックすることができるという仕組みです。今、千葉県の野田市というところでこの条例を定めてあちこちの議会関係者、あるいは行政の関係者が視察に行っておられるそうです。ですから、こういうことがないと、実際には賃金これだけ出す計画だといいいながら、もろうてた給料見たら半分しかあらへんとか、こういうことになりかねないので、この公契約条例も研究していただく必要がある。私は今回のこれを調べるに当たって、お名前出して申しわけありませんが、笹井議長から談合の反対を知るとるか、談合の反対はな、八尾議員、たたき合いと言うんやでと、こういうことも教えていただきました。業界のならわしとか言葉遣いもなかなか複雑なものがありまして、勉強、精進の日々でございますけども、町もやっぱりこういうことを研究して、事故のない、そして従業員ということであればやっぱり広陵町の住民の方もたくさんおられるわけですから、その方に賃金がしかるべき渡されて町の活性化にもなる、消費にもつながるといいうり方をしていただきたいと、公契約条例について研究をしていただけるのかどうか、その答弁を求めます。

<山村副町長：3回目の答弁(第5項目)>

公金を使って公共事業、施設管理、いろんな業務をさせていただいておりますので、効率的な税の使用というのは我々も重大な責務を負っているというふうに思います。ただいまご提案いただきました内容も含めて十分検討させていただきたいと思っております。